

地方創生テレワーク推進に向けた検討会議 説明資料

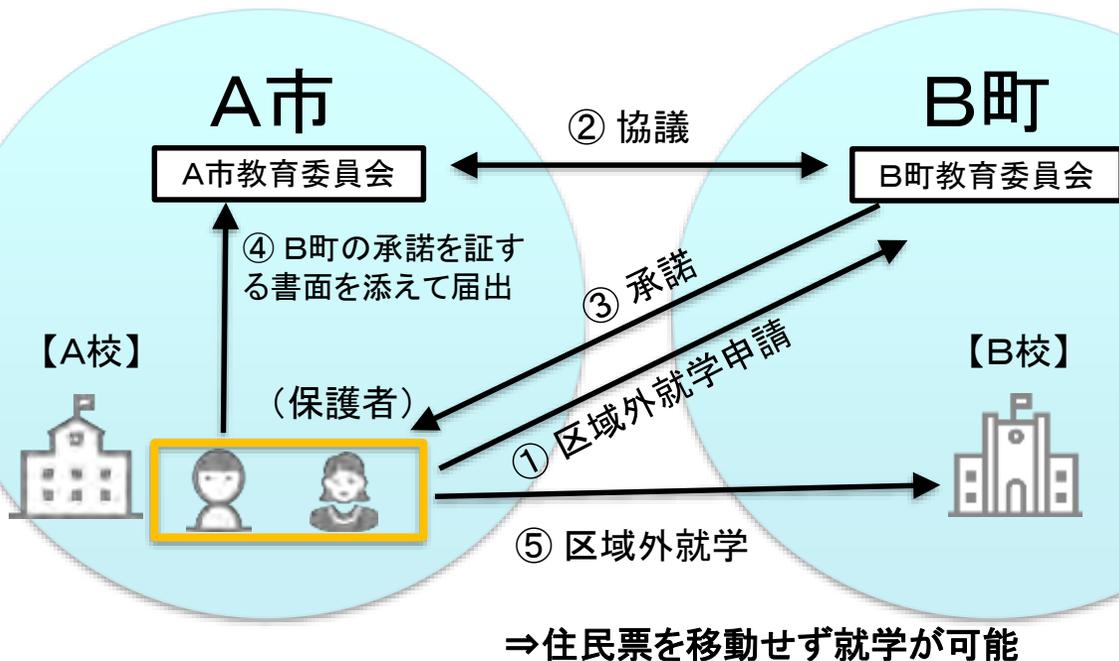
令和3年3月15日



地方移住・二地域居住に係る区域外就学の活用について

〇まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)において、「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されたことを受け、文部科学省において各教育委員会に通知を発出。また、文部科学省HP「就学事務Q&A」にも掲載。

区域外就学の手続き



平成28年12月22日

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」閣議決定(抜粋)

(2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン
地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する。

※オンラインでの手続きも可能

(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年文部科学省令第九号))

学校教育法施行令

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

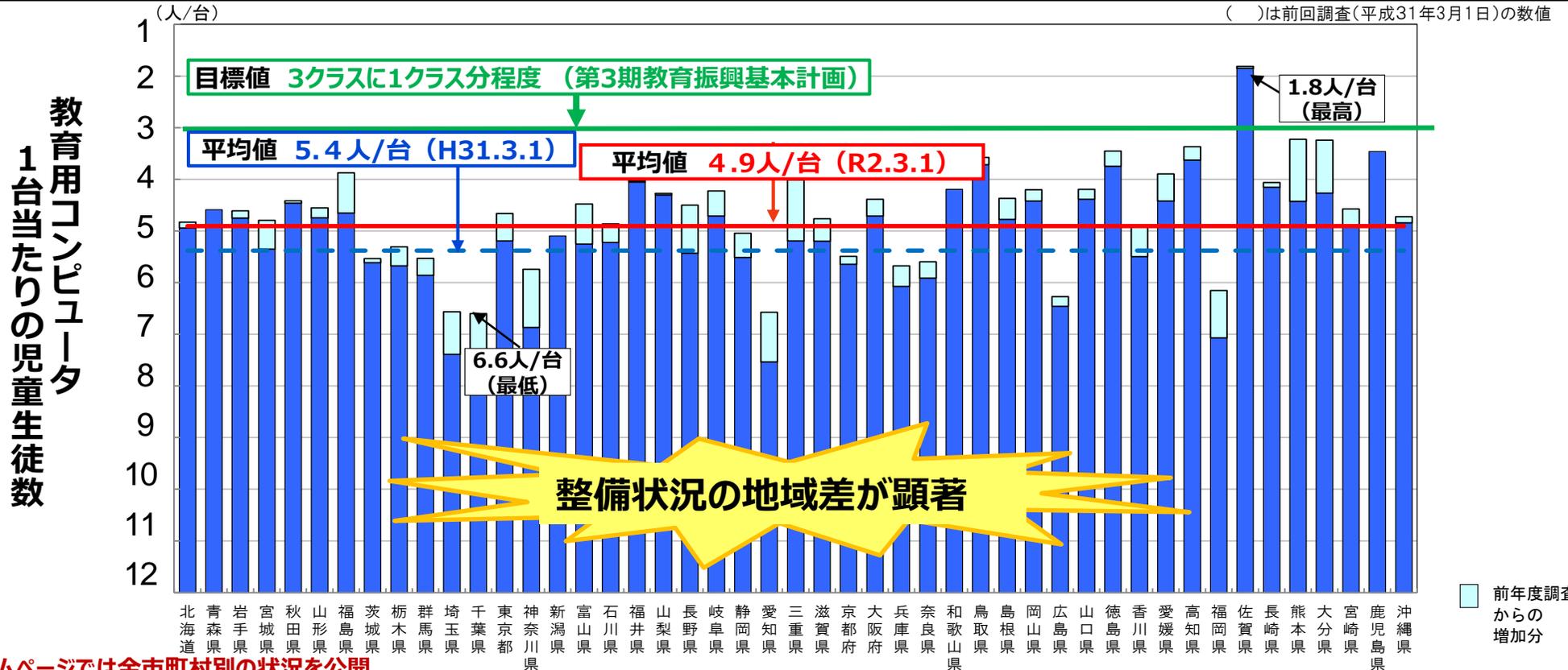
2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

学校のICT環境整備の現状（令和2（2020）年3月）

2018～2022年度の目標

R2年3月1日現在

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	4.9人/台	(5.4人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	48.9%	(41.0%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	91.4%	(89.9%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	96.6%	(93.9%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	79.2%	(70.3%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	60.0%	(52.2%)	(目標：100%（1学級当たり1台）)



教育用コンピュータ
1台当たりの児童生徒数

ホームページでは全市町村別の状況を公開

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641_00001.htm (出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(確定値) (令和2年3月現在))

遠隔教育の分類

A 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

A1 遠隔交流学习

離れた学校の児童生徒同士が交流し、互いの特徴や共通点、相違点などを知り合う。



A2 遠隔合同授業

他校の教室とつないで、継続的に合同で授業を行うことで、多様な意見にふれたり、コミュニケーション力を培ったりする機会を創出する。



B 教科等の学びを深める遠隔教育

B1 ALTとつないだ遠隔学習

他校等にいるALTとつないで、児童生徒がネイティブな発音にふれたり、外国語で会話したりする機会を増やす。



B2 専門家とつないだ遠隔学習

博物館や大学、企業等の外部人材とつなぎ、専門的な知識にふれ、学習活動の幅を広げる。



B3 免許外教科担任を支援する遠隔授業

免許外教科担任が指導する学級と、当該教科の免許状を有する教員やその学級をつなぎ、より専門的な指導を行う。



B4 教科・科目を充実するための遠隔授業

高等学校段階において、学外にいる教員とつなぐことで、校内に該当免許を有する教員がいなくても、多様な教科・科目を履修できるようにする。



C 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

C1 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育

外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。



C2 児童生徒の個々の理解状況に応じて支援する遠隔教育

個々の児童生徒と学習支援員等を個別につなぎ、児童生徒の理解状況に応じて、学習のサポートを行う。



C3 不登校の児童生徒を支援する遠隔教育

自宅や適応指導教室等と教室をつないで、不登校の児童生徒が学習に参加する機会を増やす。



C4 病弱の児童生徒を支援する遠隔教育

病室や院内分教室等と教室をつないで、合同で授業を行うことで、孤独感や不安を軽減する。



実践事例 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育 ・遠隔交流学習（沖縄県宮古島市）

総合的な学習の
時間・小学5年

取組の目的

- 離れた学校の児童生徒同士が交流し、互いの特徴や共通点、相違点などを知り合う。

概要

- サシバという渡り鳥について、飛来地の小学校同士をつなぎ、自分たちの地域における渡り鳥の活動の様子を調べまとめたうえで、相手校に対してそれを発表し、地域による様子の違いなどを伝え合う。

連携体制、機器配置

宮古島市立伊良部島小学校 37人

栃木県市貝町立小貝小学校 20人



遠隔教育システムを活用した活動内容



- ・遠隔教育システムを活用し、渡り鳥についてまとめた資料をもとに、相手校に発表する。



- ・画面共有機能を使って、発表資料を共有し、渡り鳥に関するクイズを出題する。

取組の目的

- 博物館や大学、企業等の外部人材とつなぎ、専門的な知識にふれ、学習活動の幅を広げる。

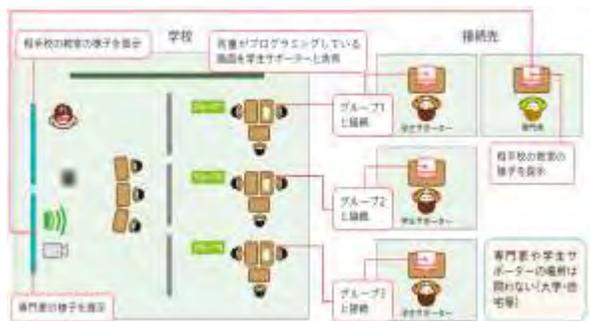
概要

- 大学の専門家から話を聞き、学習意欲を高めるとともにプログラミングに対する理解を深める。
- 2小学校間で互いに発表したり、意見を交換することで考えを深め広げる。
- 児童グループに対し学生サポーターが個別接続し、それぞれ支援を行う。

連携体制



機器配置



遠隔教育システムを活用した活動内容



・専門家が、大型提示装置越しに、2小学校の児童に対して日常生活の中でプログラミングが使われている例を紹介する。



・グループで作ったプログラムを相手校に対して発表し、大型提示装置越し感想や質問を出し合う。



・児童がプログラムをしている画面を情報端末で共有し、プログラム作成の際に困ったことに対して学生サポーターがアドバイスを行う。

遠隔教育システムを用いた海外との交流事例

取組の目的

- 海外と接続し、児童生徒がネイティブな発音にふれたり、外国語で会話したりする機会を増やす。

高知県
土佐町立土佐町中学校

大阪府
河内長野市立高向小学校

北海道
奥尻高等学校

長崎県
対馬市立巖原北小学校

接続先

フィリピンの英会話講師

接続先

ペルー在住のJICA職員

接続先

ニュージーランドリトンカレッジ

接続先

台湾新北市文徳国民小学校

概要

- ・英語の授業において、個人に配布されたタブレットPCを用いて、フィリピンにいる英会話講師から英会話の指導を15分程度受ける。
- ・20名程度の生徒が同時にマンツーマン指導を受けることができる。
- ・全体指導や、グループレッスン等も授業の中に組み入れている。



概要

- ・総合的な学習の時間において、小学校高学年の児童が、ペルー在住のJICA職員からJICAの活用内容や日本との文化の違いなどについての講話を聞いた。
- ・現地の小学校との交流学习も行っている。
- ・河内長野市立教育メディアセンターが中心になってコーディネートを進めている。



概要

- ・リトンカレッジで日本語を学習している生徒との交流を行った。前半は日本語のみを用いて、相手を思いやりながら交流した。後半はこれまでの学習を活かし、英語のみでの交流を行った。



概要

- ・総合的な学習の時間において、希少野生動物であるツシヤママネコについて調べている日本の児童と、同じく希少野生動物の台湾ヤママネコについて調べている台湾の児童が互いに調べたことを伝え合った。
- ・互いに英語について学習を始めた時期であり、英語で挨拶や自己紹介をするなどのコミュニケーションを取ることができた。



ICTを活用した「令和の日本型学校教育」の実現（イメージ）

発達段階に応じて、ICTを活用しつつ、教師が**対面指導**と家庭や地域社会と連携した**遠隔・オンライン教育**とを**使いこなす（ハイブリッド化）**ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

中山間地域の学校における
遠隔授業の活用

不登校児童生徒に対する
学習指導

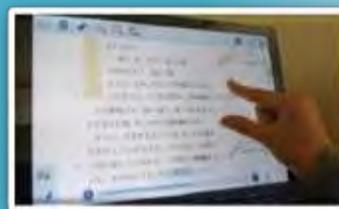
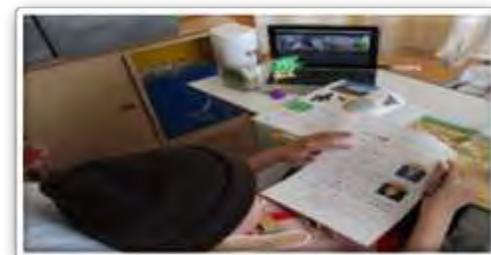


海外の学校との交流学习や
大学と連携した指導

病気療養児に対する
学習指導



対面指導と遠隔・オンライン教育の
ハイブリッド化



学習履歴等を活用した
きめ細かい指導の充実や学習の改善

学習者用デジタル教科書の
普及促進

高等学校における
遠隔授業の活用

臨時休業時における
オンラインを含む家庭学習



全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びを実現